

随意契約理由書

工事名：尾崎港海岸外 阪南No. 6外門扉電動化工事（その2）

本工事は、海岸保全施設機能高度化事業に基づき、阪南No.6門扉及び岬No.80-2門扉の開閉を電動化する工事であり、操作に従事する者の安全の確保を図るため、操作の省力化及び操作時間の短縮を図るものである。

本件は、条件付一般競争入札により令和4年12月16日に入札公告を行い、令和5年1月26日に開札したところ予定価格超過で再入札となり、同年1月31日の再入札では辞退により入札不調となった。

門扉の電動化については、整備対象25基に対し23基が整備済みであり、操作者の安全確保の観点から、本工事で残り2基の整備を行い、令和5年度までに電動化を完了させる計画である。

このように操作に従事する者の安全の確保を図るため、門扉の電動化を台風期までに整備する必要がある。

以上により、大阪府随意契約ガイドラインの「これ以上競争入札を継続しても入札が成立することが期待できないことから随意契約を可能とするものである。」に該当することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定（再度の入札に付し落札者がいないとき）により随意契約を行うものである。